

広島県告示第八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和四年三月十日までの間、縦覧に供する。

令和四年二月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

帝釈峡井関線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
神石郡神石高原町永野字神竜五〇五四番一地从先から 神石郡神石高原町永野字神竜五〇四九番一地从先まで		三・六五 四・九〇	九・二〇 二二三・六〇	四三・八〇	
	新			四三・八〇	拡幅